

(案)

厚木市議会会議規則(昭和42年議会規則第1号)新旧対照表

新	旧
<p data-bbox="228 432 632 465"><u>第4条から第6条まで 削除</u></p> <p data-bbox="256 907 344 940">(休会)</p> <p data-bbox="228 952 786 1064">第9条 <u>厚木市の休日を定める条例(平成元年厚木市条例第3号)第1条第1項に規定する市の休日は、休会とする。</u></p> <p data-bbox="233 1077 384 1111">2～4 略</p> <p data-bbox="256 1169 435 1202">(一事不再議)</p> <p data-bbox="228 1214 783 1366">第14条 <u>議会で議決された事件については、同一会期中は再び提出することができない。ただし、事情の変更があったときは、この限りでない。</u></p> <p data-bbox="256 1424 590 1458">(発言の取消し又は訂正)</p> <p data-bbox="228 1469 786 1861">第63条 <u>発言した議員は、その発言をした期間(厚木市議会の会期等に関する条例(平成26年厚木市条例第 号)第2条第1項各号に規定する期間をいう。)中に限り、議会の許可を得て発言を取り消し、又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。</u></p>	<p data-bbox="847 387 935 421">(会期)</p> <p data-bbox="818 432 1377 506"><u>第4条 会期は、毎会期の初めに議会の議決で定める。</u></p> <p data-bbox="823 517 1382 551"><u>2 会期は、招集された日から起算する。</u></p> <p data-bbox="847 562 1031 595">(会期の延長)</p> <p data-bbox="818 607 1377 680"><u>第5条 会期は、議会の議決で延長することができる。</u></p> <p data-bbox="847 692 1062 725">(会期中の閉会)</p> <p data-bbox="818 736 1377 853"><u>第6条 会議に付された事件をすべて議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。</u></p> <p data-bbox="847 907 935 940">(休会)</p> <p data-bbox="818 952 1294 985">第9条 <u>市の休日は、休会とする。</u></p> <p data-bbox="823 1077 975 1111">2～4 略</p> <p data-bbox="847 1169 1026 1202">(一事不再議)</p> <p data-bbox="818 1214 1377 1330">第14条 <u>議会で議決された事件については、同一会期中は再び提出することができない。</u></p> <p data-bbox="847 1424 1212 1458">(発言の取消しまたは訂正)</p> <p data-bbox="818 1469 1377 1704">第63条 <u>発言した議員は、その会期中に限り議会の許可を得て発言を取り消し、または議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。</u></p>

(継続審査)

第98条 委員会は、次の会期においてもなお審査または調査を継続する必要があると認めるときは、その理由を付け、委員長から議長に申し出なければならない。

(請願の取下げ)

第131条 請願者は、請願書を会議の議題となるまでの間に取り下げしようとするときは、取下げ願い書により議長の承認を得なければならない。

(議長及び副議長の辞職)

第136条

1 及び 2 略

(閉会中の継続審査)

第98条 委員会は、閉会中もなお審査または調査を継続する必要があると認めるときは、その理由を付け、委員長から議長に申し出なければならない。

(請願の取り下げ)

第131条 請願者は、閉会中に受理された請願書を会議の議題となるまでの間に取り下げしようとするときは、取り下げ願い書により議長の承認を得なければならない。

(議長および副議長の辞職)

第136条

1 及び 2 略

3 閉会中に副議長の辞職を許可した場合は、議長は、その旨を次の議会に報告しなければならない。